平成２７年（フ）第２９７号
千葉県八街市東吉田612番地52
債務者　鈴木　吉一
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３０６号
千葉県佐倉市大崎台２丁目９番地12　グリーンタウン長澤コーポ102号
債務者　松浦　眞一
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３４号
千葉県香取市扇島1135番地７　佐原ハイツ102号
債務者　吉葉志げ子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２７年（フ）第１９０７号
札幌市南区澄川４条２丁目10番１―205号
債務者　清都　和宏
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９５７号
札幌市中央区南４条西14丁目２番16―101号
債務者　井上由美子（旧姓野坂）
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９６６号
札幌市豊平区平岸３条４丁目６番18号　よつば荘201号
債務者　後藤　正美（旧姓浅野）
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９８１号
札幌市東区北39条東３丁目１番１―402号
債務者　堤　　純子（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０００号
札幌市西区西町南16丁目２番40号　カーサ西町南102号
債務者　中村　慎一
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０１８号
札幌市西区琴似２条５丁目２番８―902号
債務者　津田由紀子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０２９号
札幌市西区二十四軒４条５丁目11番16―101号
債務者　坂井　正浩
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０４４号
札幌市南区澄川４条５丁目９番38号　医療法人社団　林下病院、住民票上の住所札幌市南区澄川１条３丁目６番17号
債務者　飯田　美子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６７号
山形県酒田市緑ケ丘２丁目８番地の７　エルストハイムⅡ101号
債務者　菅原　博之
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第６８号
山形県酒田市緑ケ丘２丁目８番地の７　エルストハイムⅡ101号
債務者　菅原　麻紀
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第２０８号
群馬県高崎市大八木町761番地３　トリプルハイツＡ102号
債務者　椛澤　克昌
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第９８３号
京都市西京区松尾神ケ谷町17番地36
債務者　出野　一雄
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１００５号
京都市左京区鹿ケ谷上宮ノ前町57番地
債務者　武藤　　尚
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０３６号
京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅石田大受団地１―604
債務者　中嶋　　浩
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０４６号
京都市中京区壬生相合町25番地４　デイスターアベニュー423号
債務者　髙田　裕希
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係